

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第七十条の規定に基づき、一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合及び階数が三以上の鉄骨造の建築物の柱の構造方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合及び鉄骨造の建築物の柱の構造方法を定める件

第一 一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合は、一の柱を除いたと仮定した架構に、当該建築物に常時働いていると考えられる荷重である長期荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。））により生ずる応力度が、建築物の構造耐力上主要な部分の各断面のいずれかにおいて短期許容応力度を超える場合とする。

第二 通常の火災による火熱に相当する火熱を三十分間加えることにより、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない柱の構造方法は次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 厚さが十二・五ミリメートル以上の石膏ボードで覆ったもの

二 厚さが十二ミリメートル以上の窯業系サイディング（日本工業規格 A 五四二二に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの）で覆ったもの

三 総厚が十二ミリメートル以上の繊維強化セメント板（日本工業規格 A 五四三 に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの）で覆ったもの

四 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード及び厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板で覆ったもの

五 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板及び厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードで覆ったもの